

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「要綱」という。）9条において準用する5条1項の規定に基づく愛の手帳更新決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付日を平成28年4月22日として行った愛の手帳の更新決定処分のうち、要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を総合判定3度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、2度への変更を求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、請求人の知的障害の状態は障害の度数が総合判定2度（重度）に相当するものであるとして、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、日常行動に常に注意が必要であり、健康で安全に生活するためには、常に個別の注意や配慮が必要である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 28 年 9 月 2 日	諮問
平成 28 年 10 月 21 日	審議（第 2 回第 4 部会）
平成 28 年 11 月 29 日	審議（第 3 回第 4 部会）
平成 28 年 12 月 20 日	審議（第 4 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 要綱 1 条は、要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付することを目的とするとし、要綱 2 条 1 項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した同センターにおいて、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書に当該知的障害者の

写真を添え、その者が18歳未満の場合にあつては児童相談所（本件の場合は、児相センター）を判定機関とし、児童相談所長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

この場合において、要綱3条4項及び4条は、愛の手帳交付申請書を受理した児童相談所長は、総合判定基準表（別紙1）及び被判定者が6歳から17歳までである場合は要綱別表3「知的障害（愛の手帳）判定基準表（6～17歳 児童）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

そして、要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、上記により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、児童相談所長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表（別紙1）によれば、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「重度」と判定され、またプロフィールがおおむね「2」程度のものに該当するもの」が2度（重度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」が3度（中度）とされている。

- (3) 要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号）4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等は、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、同(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。
- (4) 要綱7条は、愛の手帳の交付を受けた者が、3歳、6歳、1

2歳、18歳に達したとき、又は、この間において知的障害の程度に著しい変化が生じたと認められるときは、当該知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付（更新）申請書により、処分庁に更新の申請をしなければならないとしており、要綱9条は、手帳の更新について、要綱3条、5条及び6条の規定を準用するとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

次に、児相センターの所長が作成した本件判定書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」については、改訂版鈴木ビネー検査による知能検査の結果、IQ43と判定されており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49」に該当する3度と記載されている。

イ 「学習能力」については、児相センターの職員及び精神科医師による面接及び検査（以下「面接等」という。）の際、「書き取り」の課題において漢字をまじえた文章の表記が可能であったほか、簡単な繰り上がりのある足し算及び繰り下がりのない引き算の計算が可能であったことから、個別判定基準表における「簡単な読み、書き、計算が部分的に可能」に該当する3度と記載されている。

ウ 「作業能力」については、面接等において、重りを順番に並べる課題の際、検査員からの言語のみの指示を理解して取り組んでいたほか、検査員の頼みに応じて重りを箱に片付けることができしており、指示と見守りがあれば一定の作業は可能と考えられることから、個別判定基準表における「指導のもとに作業が可能」に該当する3度と記載されている。

エ 「社会性」については、面接等の際、初対面の職員との間で敬語を使ったやり取りができていたほか、職員と母とが面接している時間は、別室において一人で落ち着いて待つことができしており、場面に応じて適切に行動することや、対人関係の理解が一定程度可能であると考えられることから、個別判定基準表における「対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能」に該当する3度と記載されている。

オ 「意思疎通」については、児相センターに来所した際に利用した交通機関について話すなど、自分が日常的に経験している事柄についての会話が一定程度可能である一方で、「書き取り」の課題の際、一部単語の脱落があり、文字の表記による表現は正確さに欠ける点があると考えられることから、個別判定基準表における「言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能」に該当する3度と記載されている。

カ 「身体的健康」については、請求人の母から、身体的には健康である旨を聴取していることから、個別判定基準表における「健康であり、特に注意を必要としない」に該当する4度と記載されている。

キ 「日常行動」については、信号は守れているが道路横断時の危険認知はできず、外出時に行方不明になることや、排せつの失敗があり、日常行動上の問題には一定の配慮が必要ではあるものの、常時注意及び配慮が必要という程度にまでは至っていないと考えられることから、個別判定基準表における「日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要」に該当する3度と記載されている。

ク 「基本的生活」について、食事はそしゃく力の問題があるが、自分で補助箸を使用して食事をしており、排せつについて大便のふき取りは仕上げが必要だが、排せつ自体は自分でトイレに

行き始末しており、衣服は前後を間違えることがあるが、着衣脱衣とも可能であって、これらのことから判断すると、身辺生活はおおむね自分で処理することが可能で、必要に応じて声掛けや介助がされている状態であると考えられることから、個別判定基準表における「身辺生活の処理がおおむね可能」に該当する3度と記載されている。

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち7項目が3度（中度）相当とされ、「身体的健康」については4度（軽度）相当とされている。

そして、上記各項目における障害の程度の判定は、請求人に対する面接等及び保護者への聞き取り調査により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、合理性のあるものと認められるから、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体としておおむね3度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「知的発達症（3度相当）、自閉スペクトラム症」と、心理学的所見欄には「CA17：3（修正CA15：7） MA6：8 IQ43（改訂版鈴木ビネー式）」と、社会診断所見欄には「本児の障害程度に合った社会的支援が適当。」と記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定3度（中度）であると判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は

不当な点があるとは認められない。

- 3 請求人は、本件審査請求書において、日常生活における具体的な問題行動等の事例を挙げるほか、請求人が利用する〇〇療育センターの小児神経科医師及び臨床心理士が請求人の状況について記載した書面並びに平成25年6月25日付けで〇〇センターの当時の主治医が作成した診断書を添付した上で、上記（第3）のとおり主張し、さらに、反論書においては、わずか数時間の面接等で請求人の日常生活まで理解することはできず、一方的かつ抽象的な判定を行うことしかできない旨を主張し、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

しかし、前述（1・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして、障害の度数が総合判定3度（中度）であると判定するのが相当であることは、上記（2・(3)）のとおりであるから、請求人の日常生活における状況が請求人の主張するようなものであったとしても、そのことをもって本件処分が違法又は不当なものであるということにはならず、請求人の主張には理由がないものと言うほかない。

- 4 なお、請求人は、反論書において、児相センターにおける知能検査が改訂版鈴木ビネー検査であったことについて、田中ビネー検査による場合と比較して、得られる知能指数の数値の差が大きいにもかかわらず鈴木ビネー式を採用する理由が不明確である旨を主張するほか、臨床心理士が作成した本件審査請求書の添付書面には、〇〇療育センターにおいて実施した田中ビネー検査による知能指数（IQ33。個別判定基準表の「知能測定値」の項目に単純に当てはめると、2度（重度）に相当する。）は請求人の

実態を反映したものである旨の記載がある。

しかし、要綱3条1項の規定により18歳未満の知的障害者の判定機関となる東京都の各児童相談所では、判定に必要な知能検査について、田中ビネー検査の実施方法では実年齢が14歳以上の児童の場合に検査課題を多く実施しなければならないことが多く、その場合は検査時間が長くなり、被検査者にも負担がかかることから、14歳以上の場合には改訂版鈴木ビネー検査を行うことを原則としているのであって、このことは、不合理な取扱いとは認められない。

そして、改訂版鈴木ビネー検査の結果に基づく本件判定書の内容を踏まえた上で、総合的に判定して決定された本件処分に、違法又は不当な点は認められないのであるから、請求人の上記主張は、理由がないものである。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1 (略)

別紙2 (略)